

一般社団法人日本ボーイスカウト神奈川連盟
トレーニングチームに関する内規



2022年4月1日

一般社団法人日本ボーイスカウト神奈川連盟

神奈川連盟トレーニングチームに関する内規

(基本)

- 第1条 一般社団法人日本ボーイスカウト神奈川連盟（以下「本県連盟」、又は単に「県連」という）は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下「日本連盟」という）「教育規程第8-17」、及び本県連盟「組織及び運営規程第21条」に基づき、県連にトレーニングチームを設置し、その構成及び業務の詳細について基準を定める。
- 2 県連トレーニングチームは、日本連盟教育規程第4-19に基づき、県連盟コミッショナーが統括する。

(トレーニングチームの業務)

- 第2条 県連トレーニングチームは、次の業務を行う。
- ① 日本連盟が開設する訓練機関への協力と本連盟が開設する訓練機関の運営と実施
 - ② 地区または、それらの合同開設による訓練機関に対する支援と協力
 - ③ 訓練機関の組織、日程、課業、運営法等の研究
 - ④ 訓練機関に関する手引書、参考書、書式、教材その他資料の作成および訓練用機材の研究
 - ⑤ 指導者訓練と一体となるプログラム開発に関する研究と支援
 - ⑥ その他、訓練機関に関する事項

(トレーニングチームの構成)

- 第3条 県連トレーニングチームの構成及び名称は、次の通りとする。
- ① 県連トレーニングチームディレクター（以下「県連ディレクター」という）
 - ② 県連トレーニングチーム副ディレクター（以下「県連副ディレクター」という）
 - ③ 県連トレーニングチーム指導要員（以下「指導要員」という）
 - ④ 県連トレーニングチーム準指導要員（以下「準指導要員」という）
 - ⑤ 日本連盟リーダートレーナー及び日本連盟副リーダートレーナー
 - ⑥ ボーイスカウト講習会主任講師（以下「BS講習会主任講師」という）
 - ⑦ 県連トレーニングチーム任期満了者及びスキル保持者（以下「マイスター」という）

(県連ディレクター・副ディレクター)

- 第4条 県連ディレクター及び県連副ディレクターは日本連盟トレーナーのうちから、県連盟コミッショナー、県連指導者養成委員長及び県連理事長との三者合議のうえ選任し、県連盟コミッショナーの発議により県連理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。
2. 任期は、4月1日より2年とし、再任を妨げない。前任者が委嘱期間中に交代した場合は、前任者の残任期間とする。
 3. 県連ディレクターはトレーニングチームを主管するとともに、次の業務を行う。
 - ① 県連トレーニングチームの業務の的確な推進

- ② 県連トレーニングチーム員の資質の向上
 - ③ 県連トレーニングチーム員の適格な人材の確保と養成
 - ④ その他、県連盟コミッショナーより委託された事項
- 4 県連副ディレクターは県連ディレクターを補佐し、その事故ある時または欠員の時これを代理するとともに委嘱された事項を分掌する。

(指導要員)

第5条 指導要員候補者の推薦は、地区委員長、地区コミッショナー、地区指導者養成委員長との合議のうえ、所定の様式をもって県連盟に対して行う。県連盟は、「組織及び運営規程」第8条に規定する訓練機関代表者会議により選考し、県連盟コミッショナーが委嘱する。委嘱にあたり担当する業務の範囲を限定することができる。

- ① 指導要員の任期は4月1日より2年間とする
 - ② 指導要員は、県連主催のトレーニングチーム研究集会に参加しなければならない
 - ③ 指導要員は、その任にあるときは指導要員章（ネームプレート）を左胸上部に着用しなければならない
 - ④ 日本連盟リーダートレーナー及び副リーダートレーナーに委嘱された者は、日本連盟教育規程施行細則8-17-1にもとづき、必ず県連トレーニングチームの構成員となる
- 2 指導要員はトレーニングチームの一員として、次の業務を分担する。
- ① 本連盟が開設するWB研修所・課程別研修所の所員および開設業務担当者
 - ② ボーイスカウト講習会の講師及び本連盟が開設する定型外訓練の所員・開設業務担当者、地区で開催する全ての指導者訓練の所員等とする
 - ③ 日本連盟教育規程8-3-10に定める「隊指導者上級訓練課程修了者」は「指導要員」と読み替える
 - ④ その他、県連ディレクターより担当を指示された業務

(準指導要員)

第6条 「準指導要員」は、原隊での隊指導を主たる任務としつつ、指導者を指導する任務も負う。すなわち、教えることによって学び、学ぶことによってスカウトの指導にも寄与することを目的とする役務を持つ。

- 2 準指導要員は第7条第1項2号第II基準の要件を満たす者のうちから、所属する地区の推薦に基づき、「組織及び運営規程」第8条に規定する訓練機関代表者会議により選考し、県連盟コミッショナーが委嘱する。委嘱にあたり担当する業務の範囲を限定することができる。
- ① 準指導要員の任期は委嘱された翌々年の3月末日までとする
 - ② 準指導要員の業務範囲は、WB研修所の開設補助業務の他、原則として県連盟で開設する定型外訓練の講師・開設業務担当者、地区で開催する全ての指導者訓練の講師等とする
 - ③ 準指導要員は、県連主催のトレーニングチーム研究集会に参加する
 - ④ 準指導要員は、その任にあるときは準指導要員章（ネームプレート）を左胸上部に着用しなければならない

(指導要員の選任)

第7条 指導要員は次の I又は IIの基準に当該する者のうちから、選出する。

① [第I基準]

- ア 本規程第5条に規定する任務を分担する奉仕能力と、奉仕する熱意を有する者
- イ 年 令 満26歳以上63歳以下
- ウ 指導者経歴 3年以上の隊長としての奉仕経験、又は同等以上の副長経験（副長2年の経験を隊長1年の経験と見做す）を有する者
- エ 研修経歴 上級訓練課程（WB実修所）を修了した後、本県連盟が開設する指導要員養成研修所を修了した者
- オ 当該年度の県連主催のトレーニングチーム研究集会に参加できる者

② [第II基準]

- ア 本規程第6条に規定する任務を分担する奉仕能力と、奉仕する熱意を有する者
- イ 年 令 満22歳以上60歳以下
- ウ 指導者経歴 3年以上の隊指導者経験（隊長又は副長の経験）を有する者
- エ 研修奉仕歴 基礎訓練過程（WB研修所）を修了した後、地区の推薦を受けて準指導要員となり、準指導要員として基礎訓練課程（WB研修所）の開設/補助者としての奉仕経験等の「実務訓練」を受け、上級訓練過程（WB実修所）を修了した者。なお「実務訓練」の内容については別途定める（別表1参照）
- オ 当該年度の県連主催のトレーニングチーム研究集会に参加できる者

(ボーイスカウト講習会主任講師)

第8条 BS講習会主任講師要員は、現に日本連盟リーダートレーナーまたは副リーダートレーナーに委嘱されている県連盟トレーニングチーム員のうち、所属する地区の地区委員長、地区コミッショナー、地区指導者養成委員長の三者の推薦を受けた者について「組織及び運営規程」第8条に規定する訓練機関代表者会議により選考し、県連盟コミッショナーが委嘱するとともに、その結果を県連理事会に報告する。

- 2 年 齢：満26歳以上
- 3 任 期：4月1日から2年間とし、再任を妨げない
- 4 募 集：BS講習会主任講師要員は、毎年定期に募集する
- 5 本連盟が開設するBS講習会は、本条に規定するBS講習会主任講師が務める。この場合、日本連盟教育規程8-3-10に規定する「リーダートレーナー、副リーダートレーナー」は、「ボーイスカウト講習会主任講師」と読み替える。

(日本連盟トレーナー)

第9条 日本連盟リーダートレーナー及び日本連盟副リーダートレーナーは、指導者訓練に携わるにふさわしい品性と経歴を有する加盟員であり、日本連盟の訓練方針に基づく指導者訓練を推進できる能力を有し、原則として日本連盟教育規程施行細則8-16-6A（トレーナーの新規

委嘱)の基準に該当する者の中から、訓練機関代表者会議の議により推薦者を決定する。(別表1参照)

- 2 リーダートレーナー及び副リーダートレーナーの業務範囲は、ボーイスカウト講習会主任講師を除き、日本連盟教育規程8-3-10に定める通りとする。

(マイスター)

第10条 本連盟は、県連トレーニングチーム任期満了者等で、引き続き別途定める県連指導者訓練を後方から支援する意思のある者を、県連トレーニングチームマイスターとして県コミッショナーが委嘱する。マイスターの選任・委嘱・任務・任期・運用等については、別に定める「マイスター制度に関する取り決め」による。

- 2 マイスター幹事は、マイスターの中から「組織及び運営規程」第8条に規定する訓練機関代表者会議において選考する。

(継続委嘱の基準)

第11条 任期満了に伴う指導要員の継続委嘱については、2年間の委嘱期間中において次の要件を満たしている者の中から、地区の推薦により選考する。

- ① BS講習会の講師または研修所の所員として1回以上奉仕した実績があること
- ② 県連トレーニングチーム研究集会に毎年1回以上参加し、研究していること
- 2 日本連盟トレーナーの継続委嘱の推薦基準は、次の要件を満たしていることとする。
 - ① 日本連盟トレーナーとして委嘱された期間(2年間)に、研修所または実修所の所員として、1回以上奉仕した実績があること
 - ② 日本連盟トレーナーとして委嘱された期間(2年間)に、日本連盟トレーナー研究集会に1回以上参加し、研究していること
 - ③ 日本連盟トレーナーとして委嘱された期間(2年間)に、指導要員としての継続委嘱要件を満たしていること
 - ④ 日本連盟トレーナーの任期終了時における、県連盟コミッショナーとの面談において、継続委嘱要件と継続奉仕の意志が確認されていること
 - ⑤ 但し全ての日本連盟トレーナーは、日本連盟教育規程施行細則8-16-6B(トレーナーの継続委嘱)の要件を満たしていることを要する
- 3 任期満了に伴うBS講習会主任講師要員の継続委嘱については、2年間の委嘱期間中において次の要件を満たしている者の中から、地区の推薦により選考する。
 - ① BS講習会主任講師として1回以上奉仕した実績があること
 - ② 神奈川連盟主催のBS講習会主任講師研究会及び日本連盟トレーニングチーム研究集会にそれぞれ1回以上参加し、研究していること

(休務の基準)

第12条 指導要員及び準指導要員の休務に関する手続きは以下の通りとする。

- ① 指導要員及び準指導要員はその任期中に、本人の申し出により、休務することができる。

その場合、休務申請書を地区コミッショナー経由で、県コミッショナー宛に提出する。

- ② 任期中に休務した者を再委嘱する場合は、休務後6ケ年以内であること、休務した理由が満たされ、再委嘱の条件が整っていること、委嘱されていた役務を再び遂行できることなどの条件を満たす必要がある。

2 日本連盟トレーナーの休務は、全て日本連盟の定める所によるものとする。

(作業チーム)

第13条 トレーニングチームに特に定める業務を分担する作業チームを設けることができる。その詳細は都度定める。

(改廃)

第14条 この内規は県連盟コミッショナー、県連指導者養成委員長及びディレクターが合議のうえ改廃することができる。

県連指導委員の段階的新規委嘱（推薦）の基準

別表 1

I. 準指導委員→指導委員

- ① 本規程第5条に規定する任務を分担する奉仕能力と、奉仕する熱意を有する者
- ② 準指導委員として基礎訓練課程（WB 研修所）の開設/補助者としての奉仕経験等の「実務訓練」を受け、上級訓練過程（WB 実修所）を修了した者。
- ③ なお前項の「実務訓練」の内容については別途定める

II. 指導委員→トレーナー（推薦基準）

トレーナーは、指導者訓練に携わるにふさわしい品性と経験を有する加盟員であり、日本連盟の訓練方針に基づき指導者訓練を推進できる能力を有し、原則として次の基準に該当する者の中から、訓練機関代表者会議で推薦者を選考する。また、次の基準に該当しない者で、本連盟が認めた者も推薦できる。

(1)年齢	(2)指導者経歴	(3)研修経歴	(4)奉仕経験	(5)資質
ALT 26歳以上 65歳未満	指導者訓練を中心とした活動的な指導者として3年以上	ALTCを履修し、奉仕実績訓練を提出して修了した者	過去3ヶ年間に定型訓練(基礎など)の奉仕経験が3回以上あること。	トレーナーは、次の資質を必要とする。 ア 本運動の目的・理念の正しい理解と受容 イ 指導者訓練に携わるにふさわしい品性と社会的な信用 ウ 地域(隊・団などを含む)での円滑な人間関係を保持し、自己の役割分担を確実に達成できる意欲と能力 エ 本運動の向上と充実に向けて指導者訓練を中心に意欲的に取り組める
LT 30歳以上 65歳未満	指導者訓練を中心とした活動的な指導者として5年以上	LTCを履修し、奉仕実績訓練を提出して修了した者	過去5ヶ年間に定型訓練(基礎・上級)などの奉仕経験が5回以上あること。	

※ALT:副リーダー、LT:リーダー、トレーナー

※ALTC:副リーダー、LTC:リーダー、トレーナー、コース

(付 則)

昭和50年7月8日 制定施行

昭和57年1月29日 一部改正

平成元年2月28日 一部改正

平成2年3月29日 一部改正

平成3年3月28日 一部改正

平成16年9月16日 一部改正

平成20年3月18日 一部改正

平成26年1月19日 一部改正

平成26年7月16日 一部改正

平成27年7月15日一部改正、平成27年4月1日（遡及施行）

平成27年12月2日 一部改正、平成27年4月1日（遡及施行）

令和3年11月10日 一部改正

令和3年11月10日を以って「指導要員・主任講師要員・トレーナーの継続委嘱に関する細則」

（平成20年3月18日施行）は廃止する

令和4年4月1日一般社団法人移行改正